

第4章 災害応急対策計画

第1節 活動体制（総務課、関係各課）

第1項 計画目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生した場合、迅速かつ確かな災害応急対策が実施できる体制を構築する。

第2項 活動体制計画

1 町災害対策本部の設置

町災害対策本部は、次の場合に紀宝町役場内に設置する。なお、被害が局地的でありかつ重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置することができる。

- (1) 東海地震注意情報が発表されたとき。
- (2) 県内又は、和歌山県南部に震度5弱以上の地震があったとき。
- (3) 紀宝町に震度4以上の地震があったとき。
- (4) その他異常な自然現象または人為的原因による災害で町長が必要と認めるとき。
- (5) 三重県南部に津波注意報、警報が発表されたとき。

2 町災害対策本部の廃止

町長は、町の地域について、災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、これを廃止する。

3 組織の概要

- (1) 町災対本部に、本部長、副本部長、統括本部員、本部員、部長、副部长、班長及び部員を置く。
- (2) 本部長は、町長、副本部長は特別参与及び教育長、統括本部員は総務担当理事、本部員には各理事及び会計管理者、各部長、副部长には各課（室・局・所）長及び課長補佐、参事、保健師長、消防（副）団長、区長等をもって充てる。
- (3) 町災対本部の機構及び所掌事務は、おおむね次のとおりとし、災害状況、対策活動の必要に応じ、本部長の指示を受け、随時各部各班の相互応援体制をとる。
- (4) 本部長不在の時は、副本部長が指揮をとり、教育長、特別参与の順で本部長の職務を代行する。

ア 町災対本部機構

別紙資料1のとおり

イ 町災対本部の所掌事務

総務部

- (1) 総務班

- ア 関係機関との連絡及び各部・班との統制に関すること。
- イ 本部職員の動員に関すること。
- ウ 職員の公務災害補償に関すること。
- エ 部の庶務に関すること。

(2) 行政班

- ア 町災対本部及び防災会議の運営に関すること。
- イ 災害対策の全般に関すること。
- ウ 消防関係機関との連絡に関すること。
- エ 気象予警報の伝達に関すること。
- オ 防災行政無線の通信の確保に関すること。
- カ 住民に対する避難勧告又は指示に関すること。
- キ 被害状況の記録に関すること。
- ク 県災対本部への災害速報に関すること。
- ケ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- コ 消防団員の出動要請に関すること。
- サ 水防に関すること。
- シ 自主防災組織との連絡に関すること。
- ス 他市町村への応援要請に関すること。

(3) 財政班

- ア 災害関係の予算に関すること。
- イ 財政全般の企画及び連絡調整に関すること。

(4) 管財班

- ア 町有財産、营造物の災害対策に関すること。
- イ 町有財産の被害調査に関すること。
- ウ 町有自動車の配車に関すること。
- エ 被害者の救助及び物資の輸送に必要な車両の確保に関すること。
- オ 災害用臨時電話の施設に関すること。
- カ 部の庶務に関すること。

企画部

(1) 企画班

- ア 災害対策の企画及び調整全般の総合調整に関すること。
- イ 広域市町村圏との連絡調整に関すること。

(2) 広報班

- ア 災害広報・広聴活動に関すること。
- イ 部の庶務に関すること。

(3) 商工班

- ア 商工観光関係の災害対策に関すること。
- イ 商工諸団体との調整に関すること。
- ウ 災害に関連した失業者の対策に関すること。

物資部

(1) 調達班

- ア 緊急物資の調達に関する事。
- イ 救助用・主食・副食物の調達に関する事。
- ウ 救助用燃料の調達に関する事。
- エ 救助用諸物資機材の調達に関する事。
- オ り災による町税等の減免に関する事。
- カ その他、他の部に属さない物資の調達に関する事。
- キ 部の庶務に関する事。

(2) 供給班

- ア 緊急物資の供給に関する事。
- イ 救助用主食・副食物の供給に関する事。
- ウ 救助用燃料の供給に関する事。
- エ 救助用諸物資機材の供給に関する事。
- オ 物資の輸送に関する事。
- カ その他・他部に属さない物資の供給に関する事。

(3) 住民班

- ア 住民の避難誘導に関する事。
- イ 避難の企画に関する事。
- ウ 遺体の埋火葬に関する事。
- エ 住民の安否に関する事。

保健福祉部

(1) 福祉班

- ア 救助法の適用に関する事。
- イ 救助法運用に関する事。
- ウ 災害義援金品の募集配分に関する事。
- エ 保育所園児の災害防止に関する事。
- オ 日本赤十字、社会福祉協議会、ボランティア等との連絡調整に関する事。
- カ 福祉施設に関する事。
- キ 保健福祉事務所等の連絡調整に関する事。
- ク 被災地の民生安定に関する事。
- ケ 要配慮者の保護に関する事。
- コ 被災母子世帯及び独居老人世帯の保護対策に関する事。
- サ 部の庶務に関する事。

(2) 相談班

- ア 災害の相談に関する事。
- イ 被災者に関する各種保険給付金の早期支払いに関する事。
- ウ 被災者の国民健康保険税及び一部負担金の減免に関する事。

環境部

(1) 環境班

- ア 環境衛生全般に関すること。
- イ 災害によるじんかいの処理に関すること。
- ウ 災害によるし尿の処理に関すること。
- エ 公害防止に関すること。
- オ 仮設トイレの設置等に関すること。
- カ 死亡獣畜の処理に関すること。
- キ 災害家屋の消毒に関すること。
- ク 部の庶務に関すること。

(2) 水道班

- ア 水道関係の被害調査に関すること。
- イ 水道の応急補修に関すること。
- ウ 飲料水の供給に関すること。
- エ 災害による水質検査に関すること。

救護部

(1) 医療班

- ア 救護所の設置等に関すること。
- イ 入院治療を受けるものの収容に関すること。
- ウ その他医療救護全般に関すること。

(2) 衛生班

- ア 防疫に関すること。
- イ 医薬品、衛生材料等の供給に関すること。
- ウ 食品衛生に関すること。
- エ 部の庶務に関すること。

産業建設部

(1) 農林水産班

- ア 耕地、農道、ため池等農業施設関係の被害調査並びに応急復旧に関すること。
- イ 治山、林道、その他林業用施設の被害調査並びに応急復旧に関すること。
- ウ 農林・水産・港湾関係の被害調査に関すること。
- エ 農作物の防疫に関すること。
- オ 水産業関係機関との連絡調整に関すること。
- カ その他農林水産全般に関すること。
- キ 家畜伝染病予防に関すること。
- ク リ災家畜の収容等に関すること。
- ケ 部の庶務に関すること。

(2) 管理班

- ア 救助用資機材及び応急建築資材の調達供給に関すること。
- イ 災害時における応急対策要員（人夫等の確保）に関すること。
- ウ 避難場所、収容施設の建設と応急補修に関すること。

- エ 応急仮設住宅の建築に関する事。
- オ 被災者に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資に関する事。
- カ 部の庶務に関する事。

(3) 工務班

- ア 道路、橋梁及び河川堤防等の災害調査並びに応急復旧に関する事。
- イ 道路パトロールの実施に関する事。
- ウ 道路情報の把握と提供に関する事。
- エ 異常時における通行事前規制に関する事。
- オ 道路及び橋梁の応急補修に関する事。
- カ 河川及び海岸堤防等の応急補修に関する事。
- キ 集落排水路等の応急補修に関する事。
- ク 災害工事に資材の調達、供給に関する事。

経理部

(1) 経理班

- ア 災害経理（義援金の保管を含む）に関する事。
- イ 災害時に必要な事務用品の出納に関する事。
- ウ 部の庶務に関する事。

連絡部

(1) 連絡班

- ア 視察状況の記録に関する事。
- イ 各部との連絡に関する事。
- ウ 被災地との連絡に関する事。
- エ 部の庶務に関する事。

教育部

(1) 学校教育班

- ア 学校施設の災害対策並びに被害調査に関する事。
- イ 被災児童生徒に対する避難及び授業に関する事。
- ウ 被災児童生徒の保健管理に関する事。
- エ 災害救助用教科書等の支給に関する事。
- オ 災害時における学校給食の対策に関する事。
- カ 教職員の災害対策のための動員確保に関する事。
- キ 部の庶務に関する事。

(2) 社会教育班

- ア 社会教育施設の被害調査に関する事。
- イ 社会教育関係団体の連絡調査に関する事。
- ウ 文化財の災害対策に関する事。
- エ その他社会教育全般に関する事。

消防部

(1) 消防班

- ア 消防全般の連絡調整に関すること。
- イ 消防施設等の被害調査及び報告に関すること。
- ウ 消防施設、機械器具等の災害対策及び管理に関すること。
- エ 危険物の災害対策に関すること。
- オ 消防の教育、訓練に関すること。
- カ 水防活動に関すること。
- キ 水防資機材の保管に関すること。
- ク 避難所の開設等についての協力に関すること。

地区部

(1) 地区班

- ア 各地区の義援物資の受け入れ配分に関すること。
- イ 本部との相互連絡に関すること。
- ウ 避難所の開設・運営に関すること。

4 配備体制

(1) 配備の基準

町災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力で推進するため、次の基準による配備の体制を整える。地区部、出先機関もこの基準に準じて、それぞれの地域の特性機関の規模及び任務に即応した体制を整えるものとする。

配備基準

種別	配備内容	配備時期
第1配備 (準備体制)	総務部及び産業建設部の所要人員をもってあたるもので、災害に関する情報連絡活動等を円滑に行うとともに、状況に応じて直ちに第2配備体制に切り替えられる体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 町に震度3の地震があった場合 2 三重県内に震度5強以上の地震が発生した時 3 その他地震等による災害が発生または予想され、町長（本部長）が必要と認めた時
第2配備 (準警戒体制)	総務部及び産業建設部の所要人員をもってあたるもので、事態の推移に伴い、速やかに第3配備体制に切り替えられる体制 【災害対策本部設置】	<ol style="list-style-type: none"> 1 町に震度4の地震があった場合 2 三重県内又は和歌山県南部に震度5弱の地震が発生した時 3 津波注意報が発令された時 4 津波警報が発令された時 5 その他地震等による災害が発生または予想され、町長（本部長）が必要と認めた時
第3配備 (警戒体制)	各部長において分掌事項により各班の所要人員は、事態の推移に伴い、速やかに第4配備体制に切り替えられる体制 【災害対策本部設置】	<ol style="list-style-type: none"> 1 町に震度5弱の地震が発生した時 2 三重県内又は和歌山県南部に震度5強の地震が発生した時 3 東海地震の「注意情報」が発表された時 4 その他地震による災害が発生又は予想され、町長（本部長）が必要と認めた時 「全職員参集」
第4配備 (非常体制)	災害対策に如何なる事態にも直ちに活動が開始できる完全な体制 【災害対策本部設置】	<ol style="list-style-type: none"> 1 町に震度5強以上の地震が発生した時 2 三重県内又は和歌山県南部に震度6弱以上の地震が発生した時 3 町全域にわたって地震等による甚大な災害が発生または予想され、町長（本部長）が必要と認めた時 「全職員参集」

(2) 災害の規模及び地域性等を考慮して、前基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備

体制を整えるものとする。

5 非常参集（第3配備・警戒体制時）

- (1) 全職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、進んで所属の部班と連絡をとり、又は自らの判断で所定の場所に参集しなければならない。
- (2) 町災害対策本部の本部員及び各部長は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、相互に連絡をとり、又は自らの判断で所定の場所に参集するとともに、必要に応じて災害対策本部の設置を町長に進言し、又は所属全職員の呼集を行い、臨機の応用対策を実施しなければならない。

6 災害対策職員の健康管理

(1) 連続勤務の制限

各班の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交替で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。（1日2交替勤務以上の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。）

(2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、万全の措置をとる。

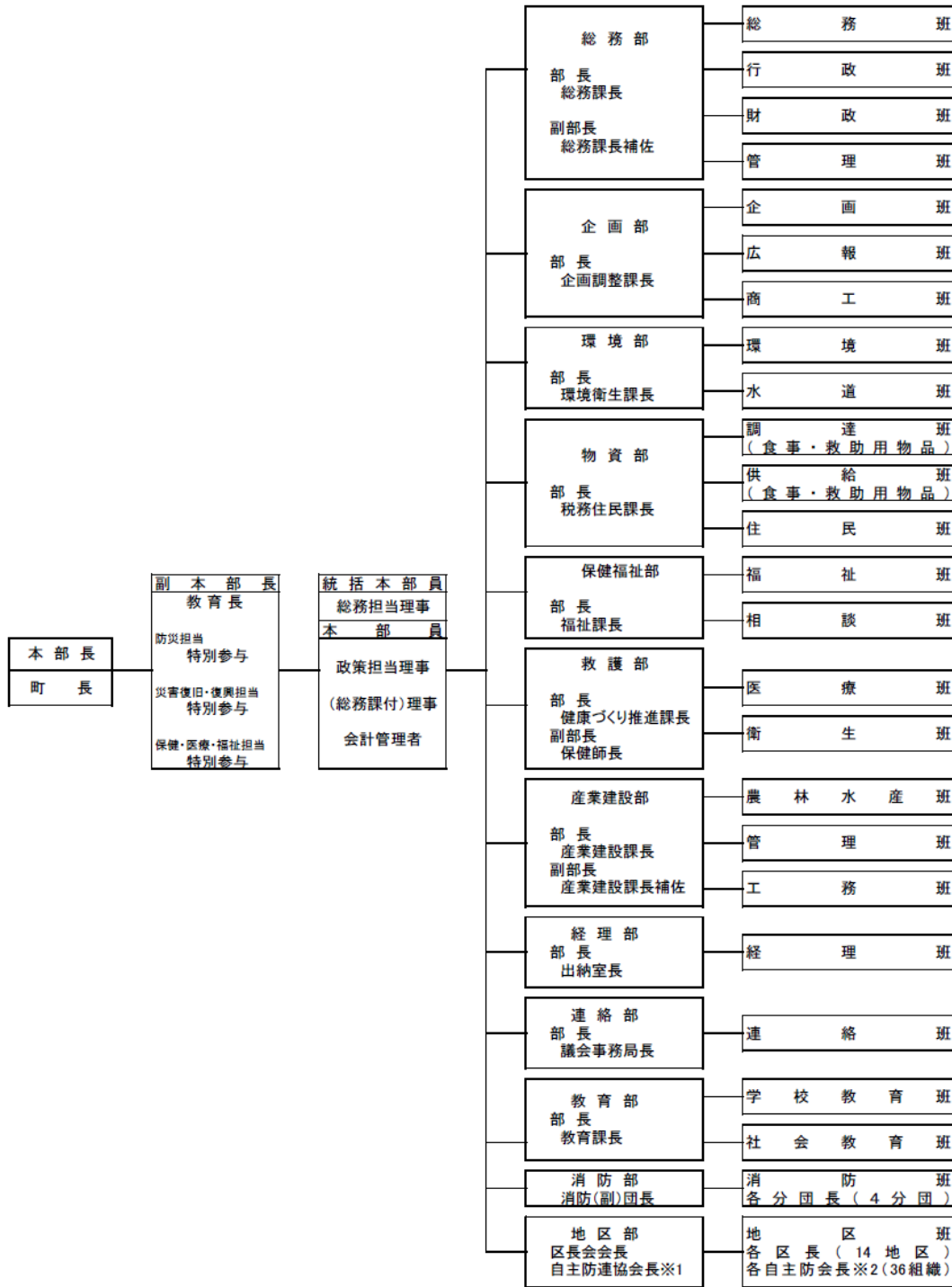
7 市町間の応援協定

他市町に職員の派遣、生活必需品、資機材等の応援を受けたいときは「三重県市町村災害時応援協定」（平成12年9月1日締結）に基づき、県に対して応援要請を行う。応援要請の手続きについては無線または電話等により県に要請し、後に文書を速やかに送付するものとするが県に要請するいとまが無いときは直接応援市町に要請し、事後速やかに県に報告する。

8 防災関係民間団体の協力

その所掌事務に関係する民間団体等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

紀宝町災害対策本部機構（別紙資料1）



※1 自主防連協会長＝自主防災組織連絡協議会会長 ※2 各自主防会長＝各自主防災組織会長

第2節 災害対策要員の確保 (関係各課)

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震の発生に伴い、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するための災害対策要員を確保する。

第2項 対策

1 災害対策要員の確保

平常時から、初動対策要員を指定するなど初動要員の確保に努め、24時間即応可能な体制を整備するとともに、支所や分庁舎に現地災害対策本部を設置できるよう必要な体制を整備するよう検討するものとする。また、職員の配備体制、参集基準、参集場所の明確化に努め、職員への参集情報が確実に伝達される方法について定めておくものとする。

(1) 職員の配備体制

ア 町災害対策本部の各部長は、配備基準に基づく各部の班別活動要員を確保するための計画を樹立し、班長及び班員に周知徹底するとともに、計画書を提出しなければならない。

(2) 動員、配備の方法

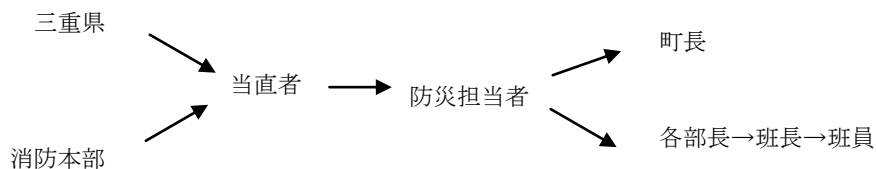
本部長が決定した配備体制を取るための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

ア 勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、各部長→各班長→各班員の経路で伝達するとともに必要に応じて庁内放送を通じて速やかに伝達する。

イ 勤務時間外の場合

(ア) 休日、夜間等の勤務時間外において、当直者は、災害発生のおそれのある気象情報、異常現象などが通報され、又は災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められる時は、次の通り非常伝達する。



各部長は所属班長を招集し、配備体制下の班員の動員を行う。

(イ) 勤務時間外における配備指令の伝達は、電話、防災無線のうち最も敏速に行える方法による。

(ウ) 各部長は、所属の各班員を円滑に招集するため、それぞれの部及び班において実情に即した連絡方法を定めておくものとする。

(3) 災害時における職員の服務心得

ア 職員の自覚

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員は常に全体の奉仕者であるという自覚のもと、最善を尽くさなければならない。

イ 動員及び参集の義務

職員は、上司の指示に従って防災並びに救助及び応急復旧活動に従事しなければならない。

また、勤務時間外においても、可能な方法により直ちに参集し、配備につかなければならない。

ウ サービスの厳正

災害発生時には、可能な範囲で最善を尽くし、サービスの厳正に努めなければならない。

エ 担当業務の的確な履行

災害時における各部署の担当者は、的確かつ責任をもって実施するとともに、必要に応じて各業務間の分担を弾力的に処理しなければならない。また、各関係機関と密接に連絡協調し、問題の解決に当たらなければならない。

オ 被災者に対する応接

被災者に対する応接には、迅速かつ懇切に接するよう心掛けなければならない。

(4) 配備報告

各部長は、動員、配備を完了した時は、その状況を直ちに本部長に報告するものとする。

2 他の防災機関による要員の確保

災害の規模等により町災害対策本部の人員のみで対処できない場合、又は特殊作業のため労力、機械が必要な場合は、次に掲げるところにより措置する。

(1) 労務者及び車両、作業機械等の確保に係る協力要請

ア 町の登録業者に依頼する。この場合において、三重県建設業協会及び紀宝町指定水道公認業者と密接な連絡を保持し、災害時出動計画を樹立しておくものとする。

イ 県に一般労務者の供給を依頼する。

(2) 国、県及び他市町村に対する職員の応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県及び他市町村職員の派遣（地方自治法第252条の17）等をその長に対し要請するものとする。

(3) 自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際して自衛隊の救助を必要とする時は、「第3節自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより派遣を要請するものである。

(4) 相互応援協定

特殊災害に対処するために締結された各種協定を活用し、防災関係機関の応援を要請するものとする。

ア 三重県市町村災害時相互応援協定

イ 三重県下消防相互応援協定

ウ 三重県水道災害広域応援協定

エ 災害時相互応援協定

3 日本赤十字社奉仕団の要請

町災害対策本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、地方部（健康福祉部）に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、町災害対策本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとする。

第3節 自衛隊災害派遣要請（総務課）

第1項 防災目標

住民の人命、財産を保護するために町長が自衛隊の支援を必要と判断したときは、法第68条の2の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求するなど自衛隊派遣に関し、次のとおり定める。

第2項 対策

1 災害派遣の要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 派遣要請の手続き

(1) 町長の派遣要請の要求

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要求書（三重県地域防災計画添付資料参照）に次の事項を記入し、県民センター所長を経由して知事（防災危機管理部防災対策室）に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話または非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

※緊急時派遣要請要求先電話番号 防災危機管理部防災対策室（059）224-2189

所在地 津市広明町13

陸上自衛隊第33普通科連隊長

所在地 津市久居新町

電話（059）255-3133

三重県防災行政無線 20-4010

3 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科

連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣）

この場合、市町長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる

4 自衛隊の活動

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難所の救助（誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動の支援
- (5) 消防活動の支援
- (6) 道路の障害物除去等
- (7) 診察、防疫及び病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水の支援
- (11) 救助物資の無償貸与又は譲与
- (12) 交通整理の支援
- (13) 危険物の除去等

5 災害派遣部隊の受入体制

町は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

6 経費負担

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

7 撤収の要請

災害の救助活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったとき、または作業が復旧の段階にはいったときは、町長は、関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行うもの

とする。

8 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 航空機派遣要請の受入準備

ア 派遣要請を行う場合は、「陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図」に示す要請手続きによるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き添付資料に記載されているヘリポートを使用する）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（防災危機管理部防災対策室）に連絡を行うこと。

イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流しまたは発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10mのⓂ印を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。

エ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。

オ 着陸場と町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

(2) ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県（防災危機管理部防災対策室）にその概要（略図添付）を報告すること。

ア 面積を変更した場合

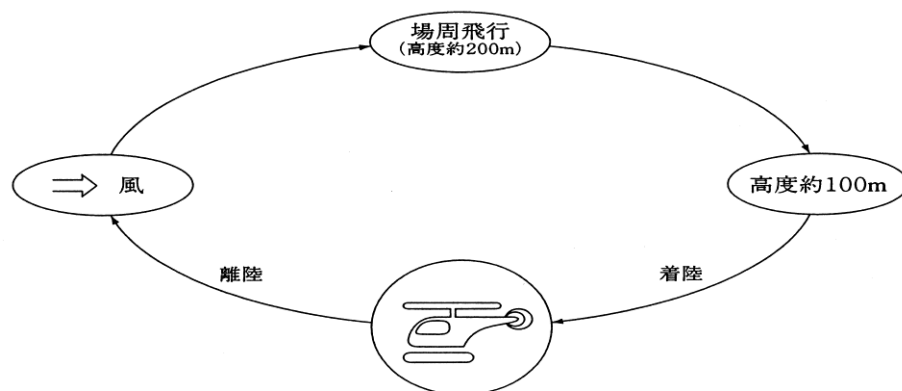
イ 地面に新しく建物または建築物が施設された場合

ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合

オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

ヘリポートの設定基準



設定にあたっては次の事項に注意すること。

(ア) ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離陸し、垂直に離着陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。

(イ) 地面は堅固で傾斜9度以内であること。

- (ウ) 四方に仰角9度（OH-6の場合は12度）以上の障害物がないこと。又離着陸に要する地積は（図2）に示すとおりである。
- (エ) 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでよい。（図1）
- (オ) 着陸地点には石灰等を用いて、Ⓜの記号を標示して着陸中心を示すこと。（図3）
- (カ) 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。
- (キ) 大型車両が進入できること。
- (ク) 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m以上）、水利（100t以上）を考慮すること。
- (ケ) ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。設定にあたっては次の事項に注意すること。

9 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

図1 吹流し

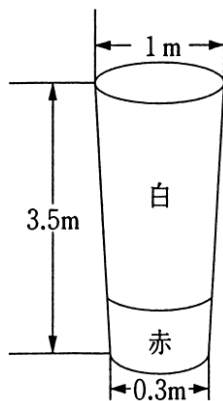
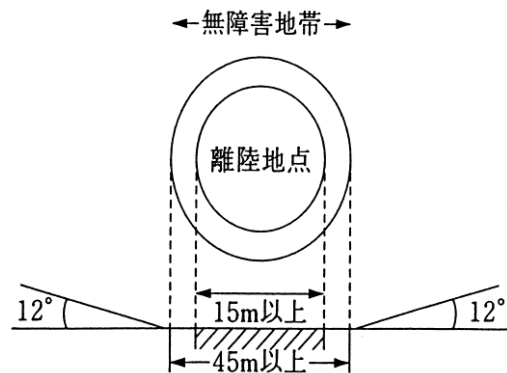
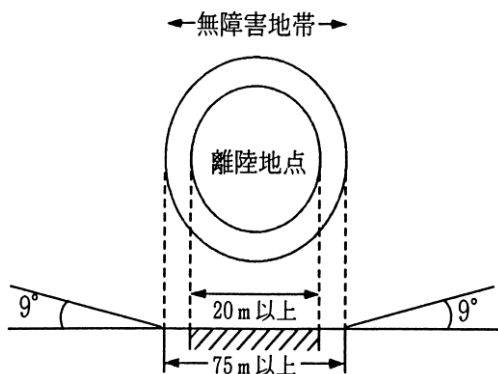


図2 離陸地点及び無障害地帯の基準

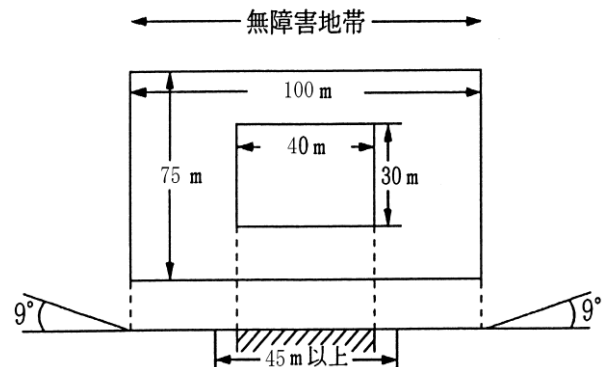
a 小型機（OH-6）の場合



b 中型機（UH-1）の場合

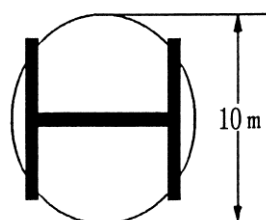


c 大型機（CH-47）の場合



※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

図3 ヘリポート



第4節 ボランティアの受入体制（福祉課）

第1項 防災目標

参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等の連携により、ボランティアの円滑な受け入れ体制を確立する。

第2項 対策

1 ボランティア受入体制の整備

(1) 関係機関との相互協力により、原則的には町において「現地災害ボランティアセンター」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、町内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(2) 機能

- ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- イ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
- ウ ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
- エ その他ボランティア活動に関する庶務

2 災害ボランティアの受入、調整

(1) ボランティア受付、登録

ア ボランティアの受付

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

イ 個人ボランティアのグループ化等の活動体制の整備

個人的なボランティア申出者については、ボランティア団体等が中心となってグループ化を図るなど、活動が機能的に行われるよう体制を整備する。

ウ ボランティアに対する情報提供

被災地や救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

エ ボランティアの募集

ボランティアの需要に対して不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

(2) 災害ボランティア支援体制の確立

町、ボランティア関係団体、機関は連携し、受入体制の整備など、災害ボランティア支援体制の確立に努める。この場合、ボランティア関係機関は、災害ボランティアの受入体制についての連絡調整や支援等に努める。

3 ボランティア団体等活動

活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- (1) 炊き出し、その他災害救助活動の協力
- (2) 清掃及び防疫

- (3) 災害応急対策用物資、資材等の輸送
- (4) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) その他災害応急措置の応援

第5節 地震・津波情報等の伝達活動 （総務課、産業建設課）

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生した場合、短時間に沿岸部に津波が来襲することが想定される。この津波による被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報並びに大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言、地震予知情報、地震及び津波に関する情報を収集し、震災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限にとどめるものとする。

第2項 対策

1 津波予報等の伝達

- (1) 津波予報伝達系統

津波予報は、気象庁から次の系統により伝達される。

2 津波に関する予報の伝達

(1) 津波に関する予報の種類

津波予報区	予報の種類		解 説	発表される津波の 高さ
三重県南部 (伊勢市以南に限 る)	津波警報	大 津 波	高いところで約3メートル程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒して下さい。	3 m、4 m、 6 m、8 m、 10m以上
		津 波	高いところで2メートル程度の津波が予想されますので、警戒して下さい。	1 m、2 m
	津波注意報	津波注意	高いところで0.5メートル程度の津波が予想されますので、注意して下さい。	0.5m

注1) 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は、「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

注2) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は、「津波注意報解除」として速やかに通知する。

注3) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注4) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない辺りすうの地の市町の長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を受けることができなくなった地の市町の長は、津波警報を発表することができる。

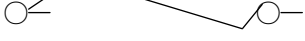
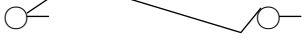
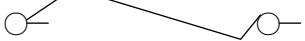
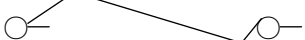
(2) 留意事項

ア 警報等伝達発受に当たっては、確実を期するための記録簿を作り、記録のうえ原文のとおり伝達する。

イ 警報等の伝達の発受に当たっては、迅速に行うよう努めるとともに、相互に相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておく。

ウ 警報等の受領及び伝達についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について遺漏のないよう措置する。

(3) 津波予報をサイレン又は鐘音によって周知する場合の標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点2点との斑打) ●—●—● ●—●	(約10秒) (約2秒) 
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分) (約3秒) 
大津波警報 標 識	(連点) ●—●—●—●	(約3秒) (約2秒) (短声連点) 
津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒) (約6秒) 

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

3 津波に対する自衛措置

(1) 地震が発生したとき

町は、強い地震（震度4以上の地震）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、次の措置をとる。

ア 町長は、津波警報等の情報が入手できなくても、直ちに海浜にある者、海岸付近の住民に対し、急いで海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告し、又は指示する。

イ 津地方気象台から何らかの通報が届くまで、少なくとも30分間は安全な地点で海面の状態を監視する体制をとる。

ウ NHK等の放送機関の放送を聴取する。

(2) 津波警報が発表されたとき

津波警報が発表されたときには、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民に対し、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

4 避難完了の確認（安否の確認）

住民が安全な場所に避難できたかを確認するためのシステム（安否確認システム）の構築を検討する。

第6節 被害情報収集・連絡活動 （総務課、企画調整課、関係各課）

第1項 防災目標

被害報告等の災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるので、県及び関係機関と緊密に連絡を取り合い、災害情報を迅速かつ的確に収集するものとする。

第2項 対策

1 被害状況等の収集、連絡

災害情報及び被害報告の収集並びに伝達は、災害応急対策を的確に実施する基礎となるものである。従って、各部班（各課等）は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、速やかに被害状況又は災害情報を収集把握して、町長に報告するとともに、情報収集班に通知するものとする。

(1) 災害の報告

地域内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災、災害等速報要領に基づき県にその状況等を報告するものとする。

(2) 報告責任者

災害情報及び被害報告は、災害対策上極めて重要なものであるから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつものとする。

(3) 報告の要領

ア 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

(ア) 概況速報

(イ) 災害速報

(ウ) 被害報告

a 中間報告

b 確定報告

イ 報告の内容と時期

(ア) 概況報告

- a 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式（1）（三重県対策活動実施要領）にに基づく内容とし、町から地方部総括班（県民センター）を経て、県災対本部事務局総括班に報告する。なお、様式1の代替として、被害速報送受信票も可とする。

県内に震度4以上の地震があったとき又は津波注意報が発表されたものについては、すみやかにその第一報を報告するものとする。

- b 通信手段の途絶、輻輳等により地方部総括班（県民センター）及び県本部に連絡できない場合には、連絡が取れるようになるまで町は直接消防庁へ連絡するものとする。なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

- c 火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（直接速報基準に該当するもの）については原則30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、第一報を地方部総括班（県民センター）のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

(イ) 災害速報

- a 被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び様式2に基づく内容とし、町から地方部総括班（県民センター）を経て、県本部事務局総括班（防災危機管理部防災対策室、地震対策室、消防・保安室）に報告する。
- b 通信手段の途絶、輻輳等により地方部総括班（県民センター）及び県本部に連絡できない場合には、町は、直接消防庁へ連絡するものとする。なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。
- c 住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、前記の速報とは別に様式Aによる住家等被害状況速報を地方部総括班（県民センター）を経由して県本部（第1救助班）に報告するものとする。

(ウ) 被害報告

a 中間報告

(ア)、(イ)の速報の段階において、報告を求められたときは、その都度、所定の様式または項目により県関係地域機関に報告する。

b 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告する。報告要領は、

- a 中間報告のとおりとする。

(4) 異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

ア 気象官署

イ 県

ウ 警察

エ その他関係機関

2 通信ボランティアの活用

(1) 大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネット利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとする。

(2) ボランティアの募集

ア アマチュア無線家のボランティア募集は日本アマチュア無線連盟三重県支部の協力を得て行う。

イ インターネット利用者のボランティア活用は、平常時からインターネット、ホームページ等を通じて協力を促す体制を整備するよう努めるものとする。

第7節 通信運用計画 (総務課、企画調整課、産業建設課)

第1項 防災目標

○地震発生時における各種情報の収集、及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保する。

第2項 対策

1 通信手段の確保

(1) 電話による通話

町及び関係機関は、通信設備の優先利用について、NTT西日本三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておくものとする。

ア 非常通話

天災事変その他非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、必要な事項を内容とする通話は、すべて手動接続通話に優先して接続される。

イ 緊急通話

災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

(2) 無線通信

災害時の手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信手段には、町の保有する無線網を有効に利用して、情報の疎通に支障のないようにする。

(3) 電報による通信

ア 「非常扱いの電報」

地震その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。電報発信に当たっては電話により非常扱いの電報を発信する場合は、町外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・非常扱いの電報であること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

イ 「緊急扱いの電報」

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。電報発信に当たっては電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、町外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・緊急扱いの電報の申込みであること

- ・ 発信電話番号と機関名
- ・ 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・ 通信文と発信人名

(4) 非常通信

災害が発生し、または発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶または輻輳しているときは、非常通信を利用して通信するものとする。(非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照)また、非常通信協議会は震災時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化するものとする。

(5) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(6) 孤立対策用衛星電話による通信

通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するため町等に設置している孤立対策用衛星電話を通じて通報するものとする。

(7) 無線車の事前配置

災害が発生し、または発生のおそれがある場合、通信が途絶または途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。

2 通信設備の応急復旧

(1) 専用通信

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、町、県警察、気象台、国土交通省、海上保安部、東海旅客鉄道、中日本高速道路、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

エ 訓練の実施

各機関は、定期的または随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるように努める。

第8節 避難対策活動 （総務課、福祉課、税務住民課、産業建設課）

第1項 防災目標

- 東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生した場合に、安全な場所へ住民を移動し、住民の安全を確保する。
- 避難者の一時的な生活を確保する。
- 避難生活を適切に支援する。

第2項 対策

1 避難勧告・指示、避難準備情報の方法

(1) 実施機関

実施責任者	災害の種類	根拠法
町長（勧告・指示）	災害全般	基本法第 60 条
警察官（指示）	〃	基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条
知事またはその命を受けた吏員（指示）	洪水、高潮、地すべり	水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条
水防本部長（指示）	洪水、高潮	水防法第 22 条
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条

(2) 避難の勧告・指示

避難の勧告及び指示は次の場合に行うものとする。なお避難勧告・指示が発せられなくても状況により避難が必要な場合、その地域の住民は実情に応じ自主的に避難する。

ア 避難勧告

当該地域または土地建物等に災害発生のおそれがある場合

イ 避難指示

状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合

(3) 避難の勧告・指示内容

避難の勧告及び指示は、次の内容を明示して行うこととする。

ア 要避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難理由

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項等

(4) 避難の勧告・指示の伝達方法

ア 避難の勧告及び指示の伝達は、防災行政無線並びに伝達員の派遣あるいは消防団、町内会等を通じての有線放送、サイレン、警鐘、電話、ハンドマイク等により迅速かつ的確に行う。

イ 高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者等、特に配慮を要する者に対する避難情報の提供を図る。

ウ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる警鐘、サイレンの信号は次に

よる。

警鐘	乱打
余いん防止付 サイレン信号	1 分 1 分 1 分 5 秒 5 秒

(5) 津波に対する自衛措置

ア 地震が発生したとき

町は、強い地震（震度4以上の地震）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、次の措置をとる。

- (ア) 町長は、津波警報等の情報が入手できなくても、直ちに、海浜にある者、海岸付近の住民に対し、急いで海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告し、又は指示する。
- (イ) 津地方気象台より何らかの通報が届くまで、少なくとも30分間は安全な地点で海面の状態を監視する体制をとる。
- (ウ) NHK等の放送機関の放送を聴取する。

イ 津波警報が発表されたとき

津波警報が発表されたときには、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民に対し、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

区 分	避難勧告・指示の発令について
三重県南部に津波注意報が発表されたとき	沿岸部に避難勧告を発令する。
三重県南部に津波警報（津波・大津波）が発表されたとき	沿岸部に避難指示を発令する。
強い地震（震度4以上）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき	状況に応じて、沿岸部に避難勧告又は避難指示のいずれかを発令する。

2 避難所の現況（所在地、名称、収容可能人員）

資料編3-1参照

3 避難方法

(1) 避難の順序

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援計画の実施等に努めるものとし、避難立退きの誘導にあたっては、高齢者、幼児、障害者、病人等の災害時要援護者を優先して行う。また、災害時要援護者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や自主防災組織、地域住民と連携して行うこととする。

(2) 移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、船艇等によって行うものとする。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において措置できないときは、町は地方部に、避難者移

送の要請をするものとする。また、事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施するものとする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。

4 避難所の開設

災害のため、現に被害を受け、または受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設するものとする。

(1) 収容者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要のある者に対して行う。

(2) 設置の方法

ア 避難所は資料編 3-1 を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借上げて野外に仮設する。また必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

イ 震災の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、隣接市町長に自町民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物または土地を借り上げて避難所を設置する。

ウ 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

住民が町長の指示に基づかず、勝手に親戚、縁者等の住家に集まって避難所としても認めることはできない。

(3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況について、次により知事に報告するものとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

(4) 運営管理

避難所の運営に当たっては次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとする。

イ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、避難者にかかるニーズの早期把握に努めることとする。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮することとする。

エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性

が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

オ 高齢者、障害者等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

カ 被災者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(5) 開設の期間

ア 救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。

イ 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指示し、できる限り短期間の収容にとどめること。

(6) 費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は資料編1-4「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」一覧表のとおりとする。

(7) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

(8) 災害時要援護者への対応

町は避難所で生活する高齢者、障害者等の災害時要援護者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

ア 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

イ 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

5 自主避難の指導

町長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

第9節 消防救急活動 (総務課、健康づくり推進課)

第1項 防災目標

○地震発生直後に、津波からの避難と可能な限りの出火防止、初期消火及び延焼拡大を防止する。

○同時多発火災や延焼拡大から住民の生命・身体を保護する。

第2項 対策

1 消防活動

- (1) 町は、津波による避難対策を次のとおり定める。
 - ア 津波警報等情報の収集伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 土嚢等による応急浸水対策
 - エ 救急・救助等
 - オ 応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (2) 大地震による同時多発の火災から人命を保護するため、町は熊野市消防本部熊野市消防署及び紀宝町消防団と協力し、住民や事業所に出火防止と初期消火の徹底について、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団と一体となって避難の安全確保及び延焼防止を行う。
- (3) 災害の規模が大きく、関係機関の応援を必要とするときには、「三重県内消防相互応援協定」及び関係法令の規定により、応援出動を要請するなど、必要な措置をとる。

2 救急活動

- (1) 町は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。
- (2) 町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。

3 資機材の調達

- (1) 消防機関は、地震が発生した場合において、消防活動等を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 消防救急活動に当たっては、それぞれの保有資機材を活用するが、必要に応じて民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動を行う。

4 津波避難に係る消防機関等の活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等

第10節 救助活動（総務課、福祉課、税務住民課、健康づくり推進課）

第1項 防災目標

- 大規模な地震が発生した場合、迅速に救護活動を行う。
- 周辺住民や自主防災組織等は、可能な限り早期に救護活動に参加する。

第2項 対策

1 救助対象者

り災者の救出は、次の状態にある者に対して行う

- ア 火災時に火中にとり残された場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになった場合
- ウ 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
- エ 山津波あるいはなだれにより生理めになった場合
- オ 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- カ 鉄道若しくは自動車の大事故が発生した場合等

2 救助活動

り災者の救出は、町災害対策本部において迅速に実施するのを原則とする。しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあって、町独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるため、県、警察及び隣接市町等と緊密な連絡を取り、万全を期すものとする。

- (1) 本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたるものとする。
- (2) 大震災が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから救助機関が被災地に赴くのに時間を要することとなる。被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、救助関係機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動に努める。
- (3) 当該市町の救助力が不足すると判断した場合には、県に対して隣接市町、警察、自衛隊等の応援を求める。
 - ア あらかじめ、消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該規定の定めるところにより応援出動する。
 - イ 近隣市町間の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊を要請する。

3 活動拠点の確保

町は、県と連携して警察、消防、自衛隊等の応援部隊やその他の救助活動に必要な施設、空地等を確保する。

4 資機材の調達等

- (1) 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 町は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

5 行方不明者の捜索

- (1) 行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続き災害対策本部が町消防団、紀宝警察署、地域住民と協力して実施する。
- (2) 行方不明者や捜索された死体については、リストに整理する。
- (3) 行方不明者が多数いる場合は、受付窓口を設置して、その受付、手配、処理などを円滑に措置する。
- (4) 捜索が困難な場合には、県に応援を要請する。

第11節 医療・救護活動（総務課、健康づくり推進課、相野谷診療所）

第1項 防災目標

- り災者の生命、身体の保護にあたっては、災害現場、現地医療、後方医療の各フェーズでの確な医療活動を行う。
- 現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。
- 後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。

第2項 対策

1 医療、救護活動

災害のためその地域の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は本計画によるものとする。

なお、本計画で「(3)医療及び助産の対象者」「(5)医療等の範囲」「(6)費用の支弁」の計画については、救助法適用時の基準によるものであるが、救助法が適用されない場合にも本計画に準じて実施するものとする。

(1) 実施責任者

ア 原則として、被災地等に対する医療及び助産の救助は、町が実施することとする。なお、災害救助法が適用される場合、知事が救助にあたることとする。また、知事は必要と認めるときは、町長に委任することができる。

イ 県は、町から要請があった場合、または県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど医療及び助産の救助を行う。

(2) 医療救護班の編成等

町と紀南医師会が締結した「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき作成された「紀南医師会防災マニュアル」（資料編6-5）により、救護所では紀南医師会会員が救護班の班長となり、あらかじめ当該救護所に登録された救護員の他、救護能力のある者（看護師等）を指名し編成する。

(3) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

ア 医療救助

医療を必要とする負傷または疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(4) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法によるものとする。

ア 医療救護班の派遣による実施

(ア) 救護所（現地医療活動場所）の場合

a 設置時期

災害発生直後数日間

b 設置者

町等

c 設置場

原則として、紀宝町保健センター及び鶴殿小学校とする。

d 役割

- (a) 医療のトリアージ
- (b) 応急措置
- (c) 周辺医療機関への搬送指示
- (d) 遺体の一次収容
- (e) 遺体の検視・検案に対する協力

e 救護所におけるトリアージ

救護所において行われるトリアージ(医療トリアージ)は、医師により行い、「保留群(緑)」、「準緊急治療群(黄)」、「緊急治療群(赤)」、「死亡群(黒)」の4分類とする。

(イ)避難所救護センターの場合

a 設置時期

避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、避難所救護センターの撤去にあたっては、災害医療コーディネーター、医師会と行政(県災害対策本部、県地方部、町災害対策本部)とが協議して決定する。

b 設置場所

避難所内または周辺

c 設置者

町等

d 役割

- (a) 避難者の健康管理等の長期的ケア(内科、健康診断等)
- (b) その他、状況に応じ、こころのケア、歯科等の医療行為

イ 医療機関による方法

(ア)被災地の救急病院等医療機関による実施

町は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間または被災地の救急病院等医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

(イ)被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

町は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。

ウ 患者搬送及び収容の実施

町は、医療救護班または被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施するものとする。また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

エ 応援等

町は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地医療救護班の派遣要請等を行い実施する。

オ 病院、診療所等との連携体制

町災害対策本部(救助部)は、病院、診療所等の医療機関と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護

を行う。

(5) 医療等の範囲

救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と期間は、おおむね次のとおりとする。

ア 医療の範囲

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

イ 助産の範囲

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前及び分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿及びガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 期間

- (ア) 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。
- (イ) 助産救助の実施は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対して分べんした日から7日以内とする。

(6) 費用の支弁

ア 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護班以外の病院または診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

イ 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護班以外の助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

ウ 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師に対する日当、旅費等の費用弁償は災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは災害対策基本法の規定に準じた額とする。

エ 費用の支弁区分

(ア) 町の支弁

町長が対策を実施する責務を有する災害については、町が負担するものとする。

(イ) 県の支弁

災害救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。

(ウ) 会社、工場、企業等が第一原因者で発生した災害または事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担するものとする。

(7) 損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また廃疾となったときは、災害対策基本法第84条第2項等又は災害救助法第29条の規定に基づき、上記「(6) 費用の支弁区分」に定めるところにより、町又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族者被扶養者がこれ

によって受ける損害を補償するものとする。

2 負傷者の搬送

消防機関は、知事又は町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第4章第16節「緊急輸送活動」により応急的に措置するものとする。また、町長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができるものとする。

3 医療施設の応急復旧

(1) 公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

(2) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

4 こころのケア

(1) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(2) 高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を町、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

5 収容施設

(1) 傷病者及び妊産婦で、医療、助産の処置を要する者は、災害拠点病院へ収容する。

(2) 収容の場合はできる限り救急車を利用する。

6 救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

災害の状況により医療機関の医薬品等が不足する場合は県に対し、備蓄医薬品等の支給を求める。

第12節 水防活動 (産業建設課、総務課)

第1項 防災目標

地震後の河川、海岸堤防、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講じ被害を軽減する。

第2項 対策

1 水防組織

水防時における諸情勢の的確なる判断並びに事前対策活動の迅速、円滑なる実施を図るため水防体制を確立しておくものとする。

水防機構

- (1)水防機構本部は、町災害対策本部機構を準用する。
- (2)水防団の機構は、消防団と同一とする。

2 水防活動

(1)洪水等による危険が予想される時の措置

台風又は震度4（中震）以上の地震を感じたときは、本部長及び消防団に緊急連絡し、危険箇所等を巡視させ、状況報告をさせるとともに対策に万全を図る。

- (2)その他各分団で措置ができなければ地元民（民間人）の応援を求める。

3 水防活動の基準

水防本部長は、気象状況の悪化及び警報が発せられたときは、消防団を出動させ、河川等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、ただちに県支部に報告するとともに、次の段階に従って水防活動に万全を期さなければならない。

- ア 常に町内の河川、堤防を巡視すること。
- イ 気象に関する警報が発令された場合は、速やかに連絡員を置き、関係機関との連携を密にするとともに水位、流量等の諸事情を収集して、県水防支部及び関係者に報告し、水防活動に備えること。
- ウ 水防警報が発令されたとき、又は氾濫注意水位に達したときは、出動準備をなし団員を待機せしめるとともに一般に周知せしめること。
- エ 氾濫注意水位を越え、なお増水のおそれのあるときは、水防本部長は状況をよく判断の上消防団長を通じて団員を出動させ、水防作業を開始すること。
- オ 水防法第24条により更に必要があるときは、区域内の住居者を出動させ、水防作業に従事させることができる。
- カ 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体・市町村・消防機関の出動を要請し、又は警察署の協力を要請することができる。
- キ 陸上自衛隊の出動を求める場合には、第4章第3節「自衛隊災害派遣要請」により要請する。
- ク 堤防が著しく危険にさらされ、決壊、氾濫等が予想される場合は、水防支部に連絡するとともに、警察署長に通知の上避難のための立退を指示しなければならない。
- ケ 堤防決壊の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努力するとともに、直ちに県水防支部、警察署その他の関係機関に通報しなければならない。
- コ 水防本部長は、危険が去り、水防活動の必要を認めないと判断した場合は、県水防支部長と協議し、水防解除の指示を受けた上で水防団、消防機関又は他の協力者に出動を解除させるとともに、水防第5信号その他により一般に周知しなければならない。
- サ 水防本部長は随時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後水防でん末報告災害報告等を

県水防支部を経由して県水防本部に提出しなければならない。

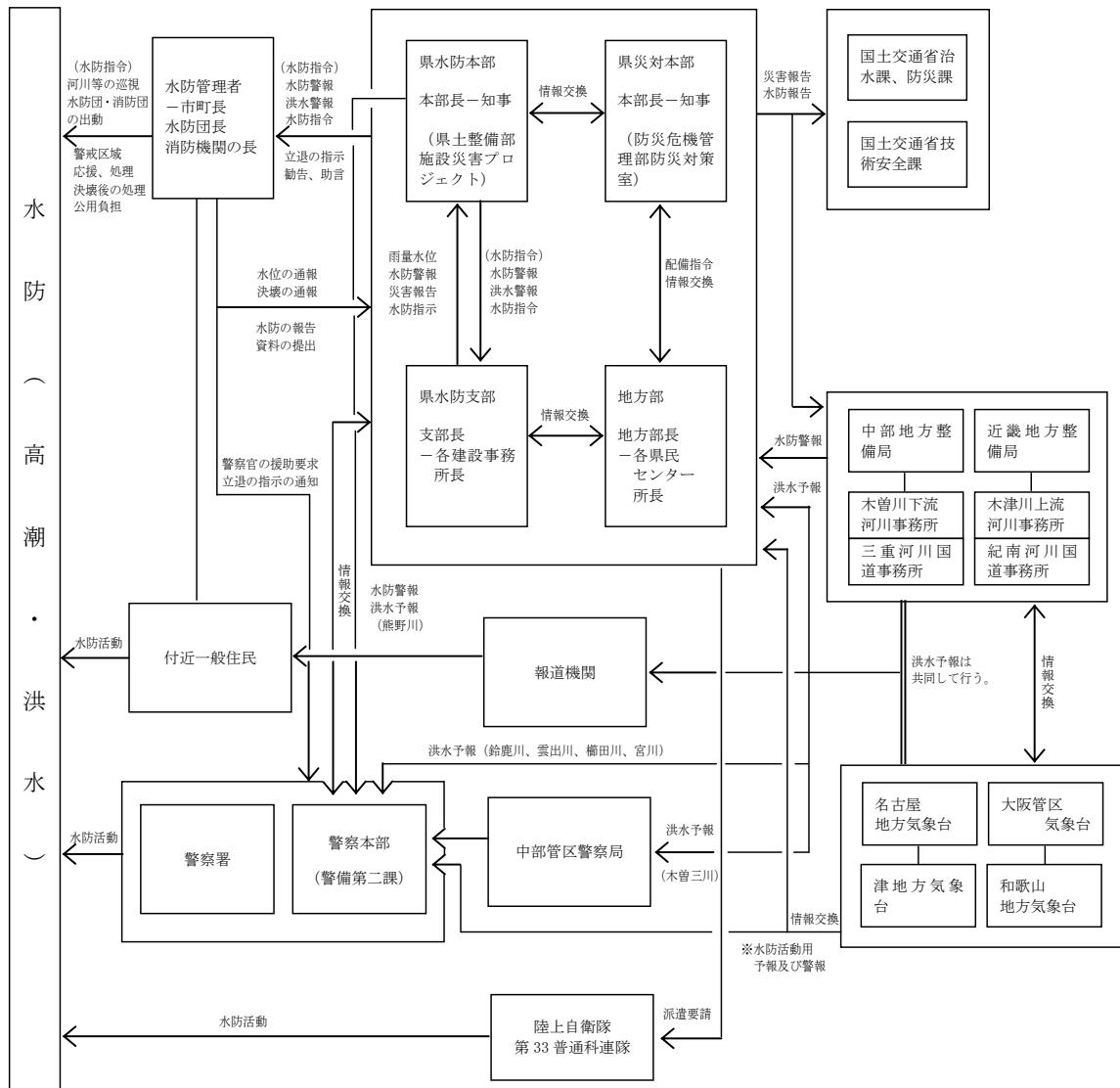
4 水防資機材

必要な水防資機材は、随時整備補充するものとする。

5 輸送

水防応援隊及び水防資機材等の輸送は、町役場保有車両及び各分団所属車両をもって輸送にあたり、なおこれで不足の時は民間よりチャーターし、輸送に万全を期する措置を講ずるものとする。

6 通信連絡系統



7 巡視

水防管理者（町長）は、水防法第9条に基づき、常に町内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに県水防支部に報告しなければならない。

8 非常警戒

水防本部長は、水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所その他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに水防作業を開始するとともに県水防支部等に連絡する。

- (1) 裏法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋梁、その他の構造物と堤防との取付部分の異常
- (7) 老朽ため池の堤体の亀裂及び越水

9 津波からの防護のための施設の緊急措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は、直ちに水門及び閘門を閉鎖する。また、工事中の施設等については、作業の即時中断等の措置を講ずる。

10 樋門、水門、閘門、樋管等の操作

樋門、水門、閘門、樋管等の管理者（操作責任者を含む。）は、警報の発令を知り、又は気象等の状況の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。管理者は毎年出水期に先立ち門扉の操作について支障のないよう点検整備を行わなければならない。

- (1) 樋門、水門、閘門、樋管設置箇所及び管理者、操作責任者（資料編 7-5 参照）

11 公用負担

- (1) 水防のため緊急の必要のあるときは、水防本部長又は消防団長は水防法第28条第1項に基づき、水防のための必要な土地を一部使用し、車その他の運搬具、器具等を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- (2) (1)の権限を行使するものは、水防本部長又は消防団長であってその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては、次の証明書を携行し、必要な場合はこれを掲示するものとする。

公用負担命令権限証	
上記の者は	地区における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任した
ことを証明する。	
年	月
日	
紀宝町長	

(3) 公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次の命令票を目的物の所轄管理者又はこれらに準ずるべき者に手渡し、これをなすものとする。

公用負担命令票				
目的地	種類	員数		
負担の内容	使用	収用	処分率	
年	月	日	時	
			様	
				紀宝町長

11 高齢者、障害者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設への洪水予報等の伝達

町は浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の現況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、対象となる施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を定めることとする。（平成20年1月1日現在該当なし）

第13節 災害警備活動（総務課）

第1項 防災目標

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を行う。

第2項 対策

1 災害警備等に関する情報の収集

収集する情報は、「行方不明者」「迷子」「救出・救護」「避難誘導」「民心安定を著しく低下させる行為」等とし、警察本部と連携するものとする。

2 災害警備に関する広報

県及び警察本部と連携して、住民に対しての広報を行う。

3 広報の方法

町が行う広報は、同報無線や町の広報車、チラシ等で行う。

第14節 交通応急対策（総務課、産業建設課）

第1項 防災目標

- 道路交通渋滞等により人命に係る応急対策活動が支障をきたさないよう、陸上及び海上の交通を確保する。
- 発災後の、緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行うために、緊急交通路を確保する。

第2項 対策

1 交通規制の実施

(1) 道路管理者の措置

ア 道路管理者は、次の場合において交通規制を実施する。この場合、警察との連絡を密にして行う。

- (ア) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき
- (イ) 道路工事のためやむを得ないと認められるとき

イ 交通規制を行うときは、その内容を立看板の掲示、報道機関の利用等により、一般に周知するものとする。

(2) 警察（紀宝警察署）の措置

警察（紀宝警察署）は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次によりこれを行うものとする。

ア 道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく署長の交通規制

署長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図るほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

イ 災害対策基本法に基づく交通規制

公安委員会は、基本法第76条第1項に基づき指定された緊急交通路及び迂回路を指定して、必要な交通規制を実施する。

署長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。

ウ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、さらに交通規制の必要があると認めるときは、上記の交通規制を解除し、あらためて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止し又は制限する。

エ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋梁落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察においても危険防止のための交通規制を実施する。

オ 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

2 路上放置車両等に対する措置

(1) 警察官の措置

基本法第76条の3に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

また、現場に管理者等がないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

(2) 消防吏員の措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がない場合に限り、(1)の警察官の取る措置を行うことができる。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに紀宝警察署長に通知しなければならない。

(3) 災害派遣部隊の自衛官の措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がない場合に限り、(1)の警察官の取る措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに紀宝警察署長に通知しなければならない。

3 道路の応急復旧等

(1) 道路、橋梁等の応急措置

道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

(2) 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

ア 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報するものとする。

イ 通報を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するとともに、町長は、被害状況の調査に当たる。調査の結果、支障箇所を発見したときは、その道路名、箇所、その他被害状況等を防災関係機関に連絡する。

ウ 道路管理者及び上水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

4 緊急通行車両の確認

(1) 事前届出制度

ア 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。

イ 事前届出についての事務は、紀宝警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課において行う。

(2) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 確認の申し出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

イ 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定める標章及び証明書が交付される。

ウ 緊急通行車両の確認の取扱い

緊急通行車両の確認事務については、警察本部若しくは警察署若しくは交通検問所等の検問箇所又は知事部局において行う。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5 海上交通の確保

尾鷲海上保安部及び港湾管理者は、海上の交通安全を確保するため、次の活動を行う。

- (1) 海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (4) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

- (5) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第15節 障害物除去活動（環境衛生課、産業建設課）

第1項 防災目標

救出、救助活動の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないよう、障害物を除去する。

第2項 対策

1 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (3) その他公共的立場から除去を必要とする場合

2 実施機関

- (1) 山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (3) 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた町長が行う。

3 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、国道については、直轄区間は国土交通省が、その他の国道及び県道については三重県が、町道については町が、それぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施する。除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、または関係機関や社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行う。

4 河川等の障害物の除去

損壊家屋等により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは河川の管理者である国土交通省、三重県、町が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去する。除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行う。

5 住宅関係障害物の除去

災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任を受けた場合は、町長がこれを行う。災害救助法が適用された場合の除去対象となるものは、次によるものとする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状況であること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に流れ込んだ障害物の除去に限るものであること。

- (3) 自らの資力をもって障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊または床上浸水したものであること。
- (5) 原則として当該災害によって、住家が直接被害を受けたものであること。

6 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積または保管するものとする。

- (1) 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

7 障害物の処理

障害物の処理については、次のことに留意して行うものとする。

- (1) 障害物の発生量を把握する。
- (2) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集する。
- (3) 障害物のできる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

8 救助法が適用された場合

救助法適用時における障害物除去の実施基準は次によるものとする。

(1) 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるのもので、次に該当するものに対して行う。

- ア 自らの資力で障害物の除去ができないもの。
- イ 住家は、半壊または床上浸水したものであること。
- ウ 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの。

(2) 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

(3) 費用の限度

救助の程度、方法は資料編1-4のとおり。

(4) 期間

災害発生の日から10日以内

第16節 緊急輸送活動（総務課、産業建設課、関係各課）

第1項 防災目標

○東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生した場合、災害応急対策に必要な救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段及び輸送ネットワークを確保する。

第2項 対策

1 輸送の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設(道路、ヘリポート等)の応急復旧等に要する人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に要する人員及び物資
- ウ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

災害輸送は、その応急対策を実施する機関がその地域内で処理できないときは、町災害対策本部にあっては地方部に、地方部は県災害対策本部に、車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。さらに、必要に応じ、県に対して災害応援に関する協定に基づく隣接府県等の応援を求めるものとする。

(1) 車両等の確保は概ね次の順序による。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 自動車運送事業用車両等
- エ その他の自家用車両等

(2) 町災害対策本部における輸送力の確保

- ア 陸上輸送
 - (ア) 町有車両による輸送

町災害対策本部各部は、あらかじめそれぞれが保有する自動車等の数及び種類を掌握し、部内での輸

送計画を立てておくものとする。

(イ) 自動車運送事業用車両等による輸送

町災害対策本部は、車両が不足する場合は、県に自動車運送事業用車両の確保の要請をするものとする。

(ウ) 鉄道輸送

鉄道等の利用については、必要の都度、県と協議、連絡して処理するものとする。なお、日本貨物鉄道株式会社の利用については、別に定める運賃減免の基準に従って実施し、減免の要請については、町が支社長に申請して、日本貨物鉄道株式会社において必要と認めるとき、その取扱いをするものとする。

イ 空中輸送

陸上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災害対策本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするものとする。

ウ 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送を図るものとする。輸送のための労力の確保は、第4章第2節「災害対策要員の確保」の定めるところによるものとする。

エ 従事命令による輸送

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行して確保するものとする。

(ア) 鉄道事業者及びその従事者

(イ) 自動車運送事業者及びその従事者

(3) 燃料の確保

町災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めるものとする。

(4) 道路情報の収集・伝達

町災害対策本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できる体制を敷くものとする。

(5) 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、県の地域における慣行料金(国土交通省の認可を受けている料金以内)によるものとする。

緊急輸送道路一覧表

	路線名	区間	備考
国道	42号	伊勢市～紀宝町	井田・鵜殿・成川
県道	紀宝川瀬線	紀宝町～御浜町	鮎田・高岡・大里・井内・平尾井・阪松原・桐原
	鵜殿熊野線	紀宝町～熊野市	井内・大里・神内・井田・鵜殿
町道	四ツ辻線	紀宝町	鵜殿

3 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく応急救助の実施に必要な輸送

(1) 範囲

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 災害にかかった者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の捜索

カ 死体の処理(埋葬を除く)

キ 救済用物資の整理配分

(2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第17節 県防災ヘリコプター活用計画 (総務課)

第1項 防災目標

○東海地震、東南海・南海地震等大規模な地震が発生した場合、道路が寸断され孤立化する地域が発生することが想定されるため、それら地域においても迅速な対応をするため防災ヘリコプターの有効活用を図る。

第2項 対策

1 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

2 防災ヘリコプターの応援要請

町長等(消防の一部事務組合管理者を含む)の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「三重県防災ヘリコプター応援協定」(三重県地域防災計画添付資料参照)の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長の要請に基づ

き応援するものとする。

ア 災害が、隣接する市町等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合

イ 町の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請方法

知事（防災危機管理部防災対策室）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書（三重県地域防災計画添付資料参照）を知事に提出するものとする。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法

オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他の必要事項

(3) 緊急応援要請連絡先

防災危機管理部防災対策室 防災航空隊 TEL 059-235-2558（緊急専用回線）

FAX 059-235-2557

3 要請後の受入体制

防災ヘリコプター要請後の受入れ等については、次のとおりとする。

(1) 連絡調整

町災害対策本部または消防本部とする。

(2) 受入れ場所

災害の発生場所や孤立化など、状況により異なるため、その時点での判断とするが、基本としては県に届出しているヘリコプター離着陸場とする。

(3) 離着陸場

県に届け出ている離着陸場を基本とするが、災害の発生場所や孤立化している状況により、臨時離着陸場を指定する。民有地の場合は、所有者の協力を得て指定する。

(4) 場外離着陸場の設置基準

ア 設置手順

(ア) その土地の所有者又は管理者の承認を受ける（承諾書）

(イ) 航空隊に次の事項を連絡する。

a 所在地（番地まで）

b 正確な位置（地図1／5万）

c 離着陸地帯、周辺の見取り図（広さ、障害物、付近の不時着適地等）

(ウ) 航空隊が当該離着陸場を調査し、管轄する空港事務所長に対し、「飛行場外離着陸許可申請」を行う。

イ 安全対策等

- (ア) 離着陸地帯は、堅固平坦地とすること。
- (イ) 離着陸地帯には、ヘリコプターから明瞭に視認出来る境界線を示す標識（直径10mのⓂ表示）を設けること。
- (ウ) 離着陸地帯から20～50mに風向指示（吹き流し）を設置すること。
- (エ) 離着陸地帯及び付近に人の出入りを禁止すること（安全員を配置すること。）
- (オ) 付近に道路があるときは、離着陸の際、一時通行止めの措置をとること。
- (カ) 離着陸地帯（離着陸方向）近くの進入区域内は、人又は物件が存在しないよう開放すること。
- (キ) 砂塵等の飛散防止のために、事前に散水等の処置をとること。
- (ク) 飛散又は転倒する恐れのある障害物等は、事前に撤去又は移動しておくこと。
- (ケ) ヘリコプターの離着陸時の騒音、砂塵飛散等については、周辺住民に事前周知しておくこと。

第18節 海上災害応急対策 （総務課、環境衛生課、産業建設課）

第1項 防災目標

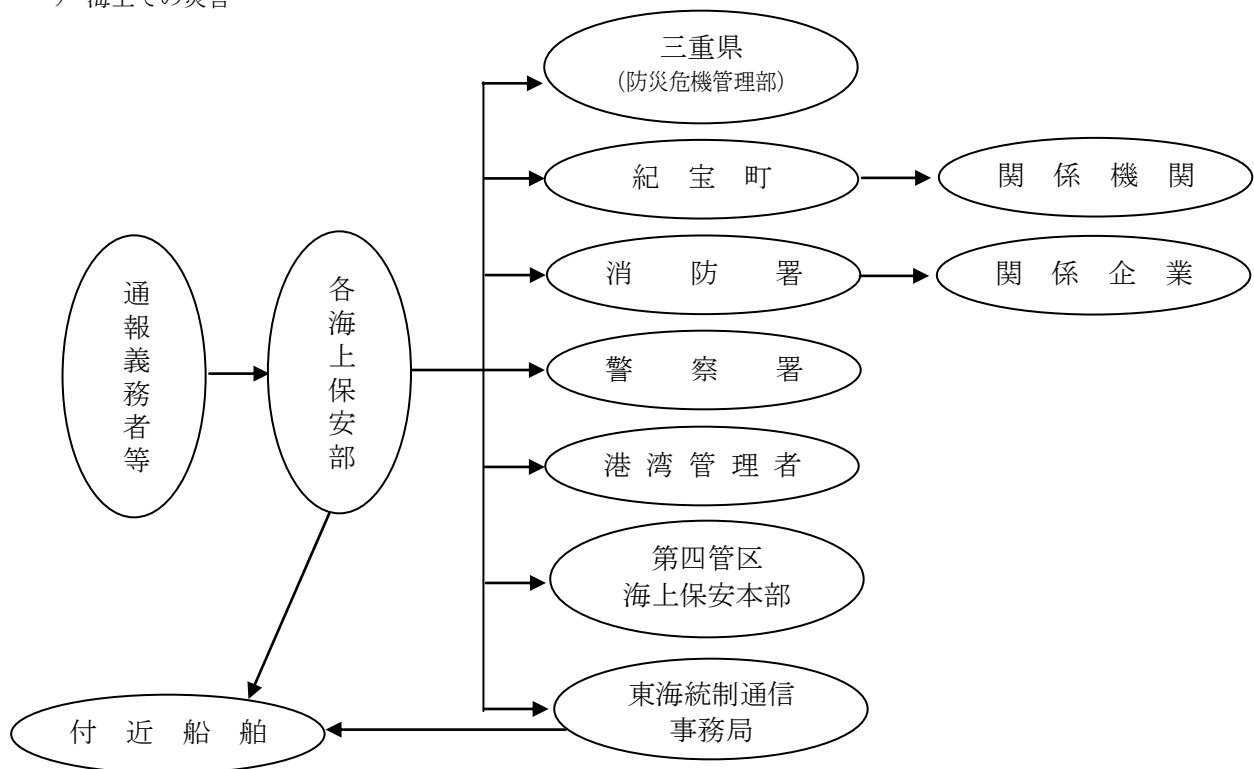
- 三重県地先海域において、津波が来襲し、又は来襲するおそれがある場合及び地震による陸上での流出油事故が海域に及ぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護する。

第2項 対策

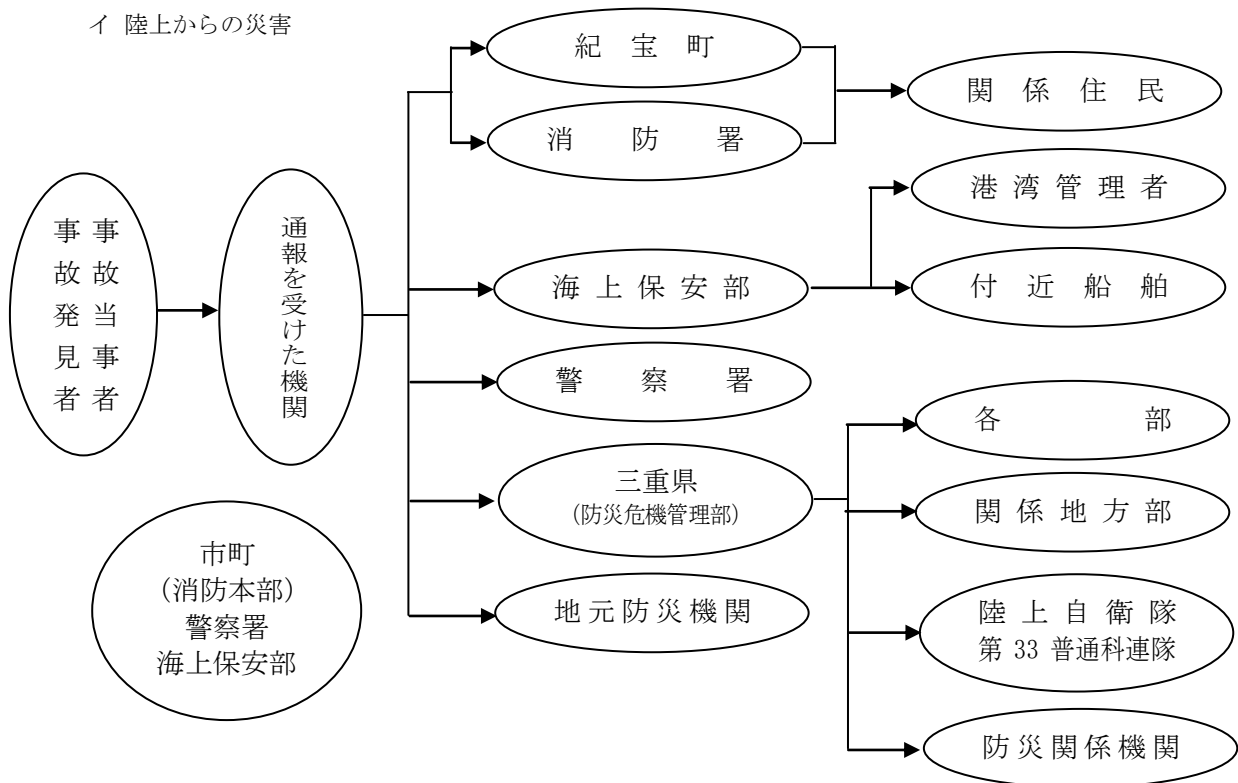
1 情報の伝達

- (1) 関係機関への連絡

ア 海上での災害



イ 陸上からの災害



(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生したまたはその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、概ね次の区分により一般船舶に対し、周知に努めるものとする。

機関名	周知方法	対象船舶
第四管区海上保安部	無線通信・電話	付近船舶
関係海上保安部 (東海統制通信事務所)	〃	〃
放送局 (NHK、民法)	テレビ・ラジオ放送	〃
関係海上保安部	船舶拡声器による放送	港内船舶
関係警察署	〃	〃

イ 沿岸住民への周知

防災関係機関は沿岸住民及び施設等に波及し、または波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努めるものとする。

機関名	周知方法	周知事項
関係市町村 (消防機関) 関係警察署 関係海上保安部 放送局 (NHK、民法)	広報車からの放送等 〃 巡視船舶からの放送 テレビ、ラジオ放送	1 事故の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用制限、禁止及び交通規制、 禁止等の措置 4 船舶準備等一般的注意事項 5 その他必要事項

2 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により強力かつ円滑な応急対策を実施するものとする。

- (1) 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- (2) 災害情報の交換
- (3) 関係機関に対する協力要請

3 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施するものとする。

- (1) 流出油並びに火災対策
 - ア オイルフェンス展開による拡散防止
 - イ 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
 - ウ 消火
 - エ 防災資材の輸送
 - オ 人命救助、救護
 - カ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
 - キ 通信連絡

(2) 津波対策

- ア 船舶及び沿岸住民の避難
- イ 外洋における前進警戒
- ウ 沿岸水防対策の実施
- エ 気象情報の収集、連絡

4 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出した場合（以下「流出油」という。）の応急対策について、次により実施する。

(1)実施機関

流出油防除等の活動は、海上保安部、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び町は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。また県及び海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安部、県、町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置するものとする。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括されるものとする。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(2)防除活動の分担

ア 海上における防除活動の分担

(ア)発災船舶等は、海上保安部長への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼する。

(イ)海上保安部長は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、またはその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができるものとする。また、必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

イ 陸上における防除活動の分担

(ア)消防長は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安部長に連絡する。

(イ)海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

(3)町の措置

- ア 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
- イ 災害情報の収集及び伝達
- ウ 住民に対する広報
- エ 避難の勧告、指示及び誘導
- オ 防災資機材の調達搬入
- カ 他市町に対する応援要請
- キ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ク その他の災害の規模に応じた措置

(4)その他の防災関係機関

自らの防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

第19節 危険物施設等応急対策 (総務課、環境衛生課、水道課)

第1項 防災目標

○東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には、強い地震動が想定されるため、危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設等の損傷による二次災害を防止する。

第2項 対策

1 連絡体制の整備

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、県をはじめ関係機関と十分連携し応急対策を実施する。

2 危険物製造所等

町長は、公共の安全の維持または災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所または取扱所の所有者、管理者または占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、またはその使用の制限をすることができる。

3 ガス施設等

(1) 災害発生防止の緊急措置

ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請（基本法第58条）

イ 警戒区域を設定し、立入制限、禁止及び退去（同法第63条）

ウ 応急公用負担行為（障害物除去等必要な措置、同法第64条）

(2) 災害応急対策

ア 発見、通報と住民の安全

警察官は、災害における危険時に、ガス事務所、高圧ガス製造所、販売所、貯蔵所等の事業主から届け出を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保するものとする。

イ 火気規制、立入規制

ガス事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入規制について、住民に周知徹底させる。

ウ 避難の指示及び場所

危険のおそれのある場合に区域内住民に避難すべき理由を周知させ、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導するものとする。

4 毒物劇物施設応急措置計画

(1) 応急対策の実施

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、熊野保健所、紀宝警察署及び熊野市消防署と連携し、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定等について対策を講ずるものとする。

(2) 水道に関する措置

飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道取水地区に連絡する。また、汚染のおそれのある町上水道の給水を直ちに停止する。

(3) 毒物劇物保管施設の管理者等が実施する対策

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、熊野保健所、警察署又は消防署に届け出るものとする。

第20節 公共施設・ライフライン施設等応急対策 (環境衛生課、産業建設課、水道課)

第1項 防災目標

○東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生後、防災活動の拠点となる公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。

○被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 対策

1 公共土木施設等

(1) 道路、橋梁

ア 緊急輸送道路を含め緊急輸送のための交通路の確保に引き続き、生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。

イ 障害物の除去については、道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。

ウ 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

(2) 漁港施設

災害の発生により漁港の各施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を把握し、これらの施設の機能を維持するために、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じるものとする。

(3) 河川、海岸

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するものとする。

2 水道

- (1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努めるものとする。
- (2) 水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施するものとする。
- (3) 水道事業
 - ア 水道事業の復旧にあたっては、各自の復旧計画に基づき、速やかに実施するものとする。自ら実施が困難な場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック、県等に応援を要請する。
 - イ 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。
 - ウ 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。

第21節 住民への広聴広報活動（総務課、企画調整課）

第1項 防災目標

- 住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、同報無線、テレビ、新聞、広報車等のあらゆる広報手段を利用して、被災者等への広報を行う。

第2項 対策

1 情報提供体制の整備

災害時には、情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図り、住民や災害従事者に混乱が生じないようにする必要はある。

そのためにも、災害対策本部各部において、知り得た情報はすべて災害対策本部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は災害対策本部を通じて広報するものとする。

2 広報内容

住民への広報内容の主なものは次のとおりとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象予警報及び津波・地震に関する情報
- (3) 避難に関する情報
- (4) 二次災害の危険性に関する情報
- (5) 主要道路情報
- (6) 公共交通機関の状況
- (7) 電気、水道、ガス等ライフライン施設の復旧状況
- (8) 医療救護所、医療機関等の開設状況
- (9) 給食、給水実施状況
- (10) 医療、生活必需品等供給状況

- (11)河川、港湾、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (12)被災者の安否に関する情報
- (13)住民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

3 住民に対する広報の方法と内容

(1)広報手段

住民に対し、迅速、的確に情報を伝達するとともに、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮した伝達に努めるものとする。また、消防機関は、警察、自衛隊と協力して被災者等への情報伝達を行うものとする。

(2)放送の利用

町長が放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼するものとする。ただし、緊急時などやむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告するものとする。

(3)報道機関への情報の発表

広範囲にかつ迅速に災害時の情報を伝達できる報道機関に対して、町災害対策本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についてもできる限り協力するものとする。

4 広聴活動

被害者の生活相談、救助業務等の広聴活動を実施し、災害応急、復旧活動に住民の要望等を反映していく。

(1)相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは本部長が災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。なお、開設場所については、災害の規模及び程度により適切な方法で実施する。

(2)相談窓口の推進体制

ア 相談窓口では、当該災害についての電話及び住民対応業務全般について実施するものとし、対応職員は各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。

イ 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ住民へ周知する。

(3)広聴内容の処理

ア 相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係機関へ連絡する。

イ 必要に応じて、関係機関の協力を求める。

第22節 給水活動（水道課、総務課）

第1項 防災目標

○東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には上水道施設が被害を被ることが想定されるため、り災者等に対する生活用水及び飲料水を迅速かつ的確に供給する。

第2項 対策

1 実施体制

災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、応急給水活動を実施するものとする。

また、町は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染または枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、地震発生直後は、配水池等の備蓄水量により1日1人約3リットルの飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。この場合、町において、その総力をあげても困難なときは、県、市町及び水道事業団体で構成される「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援または協力して行うものとする。

2 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1)生活用水の確保

町は災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。県は生活用水の水質検査について、町から要請があったときは公的検査機関等において直ちに実施するものとする。

(2) 応援の要請

地震の規模等により生活用水の調達、県内の調達だけで間に合わない場合は県が隣接府県または自衛隊に応援を要請するものとする。

(3)応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により所有機関に給水車、散水車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

3 給水の方法

飲料水はおおむね次の方法によって供給するものとする。

- (1)給水方法は指定避難所、医療施設、学校、町役場などの拠点給水とし、給水する飲料水は原則として水道水とする。
- (2)飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。
- (3)被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等（給水タンク、ポリタンク）により運搬供給する。

4 救助法が適用された場合

(1)対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

（注）この救助は他の救助と異なり、家屋とか家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であっても自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

(2)供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

(3)費用

飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借り上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

第23節 食料供給活動（総務課、税務住民課、産業建設課、福祉課）

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時に自力では食料を確保できないり災者が多数発生するとともに、商業施設等も大きな被害を被ることが想定されるため、り災者等に対する食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

第2項 対策

1 実施体制

災害時における主食等の供与及び炊き出しは町長が実施するものとし、救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて町長が実施するものとする。

2 食料の調達

(1)米穀

町は、町内の米穀小売、卸売業者から調達するが、小売、卸売業者の所有米穀のみでは不足するときは知事に要請する。

(2)副食等

塩、味噌、醤油の副食調味料及び野菜については、町長が直接調達する。

(3)乳幼児用牛乳、乳製品の供給

町長は、関係業者と常に連携を保ち、要求があれば直ちに供給に応じられるよう方策を講じる。

(4)その他食料品の取り扱い

町長は、災害対策用応急食料として、パン・インスタント・レトルト食品等の供給を必要とする場合に備え、これらの食料品を取り扱う小売・卸売業者と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておくものとする。

(5)災害時要援護者に配慮した備蓄

町は、社会福祉施設に対し、災害時要援護者に配慮した食料の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 食料は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 炊き出しの方法

炊き出しは、町指定の米飯提供業者に依頼して実施するほか、町災害対策本部員や自治会、自主防災組織等の

協力により給食センター、保健センター、生涯学習センター等を利用して行うものとする。

なお、炊き出し場所には町職員等責任者が立会し、指揮するとともに関係事項を記録するものとする。

4 主食の供与

応急食料については、農林水産省で定めている政府所有米穀の販売要領中の「災害等における応急用米穀の取り扱い」、「災害時における乾パンの取扱要領」及び県で定めている「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づき、次により実施するものとする。

(1) 供給対象

ア リ災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要があるとき。

イ リ災により供給機関が通常の供給を行うことができないためその機関を通じないで供給を行う必要があるとき。

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要があるとき。

(2) 供給品目

供給品目は、原則として米穀とするが、消費者の実績によっては、乾パン、パン及び麺類等とする。

(3) 供給数量

供給数量は、知事（救助法適用前においては町長）が必要と認める数量とする。

(4) 供給の実績

ア 災害時の応急供給は知事が三重農政事務所から直接購入した現品の供給を受けて実施するものとするが、事情により急を要すると認められたときは、町長がその責任において現品の購入または引渡しを受けて供給を実施するものとし、知事はその事後報告に基づいて措置する。

イ 救助法適用前において、町長が災害応急供給を必要と認めたときは、上記アに準ずる方法をもって供給を実施する。

(5) 町指定の食料応急調達先は、次のとおりとする。なお、業者の保有数が不足する場合に及び緊急やむをえない場合には、他の町内外商業者に協力を求め供給の確保に努めるものとする。

ア 主食調達先

業者名	電話
三重南紀農業協同組合 熊野経済センター	0597-89-2095
〃 Aコープ鶴殿店	0735-32-0143
〃 相野谷支店	0735-34-0002

イ 副食調達先

業者名	電話
三重南紀農業協同組合 Aコープ鶴殿店	0735-32-0143
(株)マル井マート	0735-32-2200

5 救援物資の受入れ及び配分

町長は、救援物資を効率的に活用するため、町災害対策本部内に救援物資対策部門を設置し、救援物資情報の一元管理を行い、救援物資の適切な受入れ配分を図るものとする。

6 個人備蓄の推進

町は、インスタントやレトルト等の応急食料を3日分程度、個人において準備しておくよう住民に広報する。

7 災害救助法が適用された場合

(1)対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害をうけ一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

(2)実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、この期間内に3日以内を現物により支給することができる。

(3)費用の限度

資料編1-4のとおりとする。

第24節 生活必需品等供給活動 (総務課、福祉課、税務住民課)

第1項 防災目標

り災者等に対して、日常生活に欠くことの出来ない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与または貸与する。

第2項 対策

1 実施体制

(1)実施機関

被災者に対する生活必需品の給与または貸与については町が町地域防災計画の定めるところにより実施する。また、災害救助法が適用された場合は、各世帯に対する割当及び支給は、知事の委任を受けて町長が実施する。

(2)生活必需品等供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失またはき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 生活必需品の確保

(1)支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の

生活必需品について現物をもって行う。

(2)物資の調達、輸送

ア 町は地域内で調達できる生活必需品の調達及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 町は地域内において、輸送が不能になったときは、県に協力を求めることができる。

物資の調達先

業者名	電話
まいどかん成川店	0735-21-3471
三重南紀農業協同組合 Aコープ鶴殿店	0735-32-0143
(株)マル井マート	0735-32-2200

上記業者の業者の保有数が不足する場合は他の町内外商業者に協力を求め供給の確保に努めるものとする。

3 救援物資の受け入れ配分

救援物資等の配分にあたっては、各配付段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

調達した物資または県等からの救援物資は、災害の規模及び発生の地域等に応じ、小・中学校、公民館、生活改善センター等に物資を集積し、配分を行うものとする。

4 災害救助法が適用された場合

(1)対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(2)給（貸）与品目

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3)給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（町まで）は県において行うが、それ以後の措置は町において行う。また、大規模災害により第一集積地の拠点を設置された場合においては、第一集積地の拠点からの輸送は町において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により、町長が生活必需品を購入し配分することができる。

(4)給（貸）与の期間及び費用の限度

ア 給与または貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

イ 給（貸）与のため支出できる費用は、資料編1-4のとおりとする。

第25節 防疫・保健衛生活動（環境衛生課、健康づくり推進課）

第1項 防災目標

○被災地における感染症の流行等を未然に防止する。

第2項 対策

1 防疫活動

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の樹立及び実施は町長が行う。

(2) 防疫班の編成

町は熊野保健所との連携を密にし、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。

(3) 町に対する指導及び指示等

知事が感染症の予防上必要と認めて発する次の指示命令を受けた町は、地震の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに行わなければならない。

ア 法第27条第2項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示

イ 法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示

ウ 法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示

エ 法第31条の第2項の規定による水の使用制限等の指示

オ 予防接種法第6条による臨時予防接種に関する命令（町長をして実施されるのが適当な場合に限る。）

(4) 防疫実施要領

町長が実施する消毒その他の措置は、感染症予防法施行規則第14条から第16条までの規定により実施するものとする。

(5) 検病調査及び健康診断

ア 検病調査班の構成

検病調査班は、医師1名、保健師（または看護師）1名および助手1名で編成する。

イ 検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施するが、たん水地域においては、週1回以上集団避難所においてできる限り頻回行う。

ウ 検病調査班の用務

(ア) 災害地区の感染症患者の発生状況を迅速に正確に把握

(イ) 未収容患者及び保菌者に対する救護と適切な処理

(ウ) 全般的な戸口調査

(エ) 前号より疑わしい症状のあるものの菌検索及び接触者の保菌者検索

エ 病理調査の結果、必要があるときは保健所により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の規定による健康診断を実施する。

2 防疫の種類

(1) 清潔方法及び消毒方法の施行

(2) そ族昆虫等の駆除

(3) 臨時予防接種の施行

3 薬剤の備蓄整備

防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請するものとする。

4 愛玩動物対策

町は、自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を（社）三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。

5 消毒活動

(1) 浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、蠅等の駆除を行う。

ア 動力噴霧器架載自動車による消毒

イ 手押噴霧器による消毒

(2) 避難所の防疫指導

避難所生活が長期化する場合は、自主防災組織、自治会の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努める。

(3) 臨時予防接種の実施

三重県知事の指示により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間等を定め、三重県や紀南医師会の協力のもと臨時予防接種を実施する。

第26節 清掃活動（環境衛生課）

第1項 防災目標

○被災地において大量に発生する廃棄物（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）等を適切に処理し環境衛生に万全を期す。

第2項 対策

1 ごみ処理

(1) 処理体制

被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。処理機材、人員等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、三重県災害等廃棄物処

理応援協定により、その程度に応じて近隣市町あるいは県に応援を要請することとする。

(2) 処理の方法

ごみの処理は、南牟婁清掃施設組合の施設等で行うほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮するものとする。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に、仮設トイレ、避難所の汲取便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮するものとする。（し尿発生量は、一人1日あたり1.4リットルを目安とする。）また、人員、器材が不足する場合には、ゴミ処理に準ずる。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用するものとする。

3 死亡獣畜の処理

(1) 処理方法

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、必要に応じて次のように行うものとする。

ア 埋 却

埋却に十分な穴を掘り、死体の上に生石灰を散布し、土砂をもって覆うこと。

イ 焼 却

十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

(2) 特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行うものとする。

第 27 節 遺体の捜索・処理・埋火葬

（税務住民課、福祉課、総務課、健康づくり推進課）

第1項 防災目標

多数の死者、行方不明者が発生した場合に、捜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

第2項 対策

1 遺体の捜索

(1)実施者及び方法

遺体の捜索は、町災害対策本部において消防団等の労力等により救出に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施するものとする。ただし、町災害対策本部において実施できないときは、他機関から応援を得て実施するものとする。

(2)応援の要請等

町災害対策本部において被災その他の条件により実施できないとき、または遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請するものとする。

ア 町災害対策本部は、地方部（保健福祉事務所）に遺体捜査の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町または遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をするものとする。

イ 応援の要請にあつては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア)遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (イ)遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- (ウ)応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- (エ)その他必要な事項

2 遺体の処理、収容

遺体を発見したときは、町災害対策本部は、速やかに所轄する警察署に連絡し、その見分を待って必要に応じ、次の方法により死体を処理するものとする。

(1)実施者及び方法

遺体の処理は、町災害対策本部において医療班または医師が消防団等の労力奉仕により処理場所を借り上げ（仮設）、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、適切な場所に安置するものとする。ただし、町災害対策本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施するものとする。

3 遺体の埋火葬

災害の際、死亡したもので町災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行うものとする。

(1)実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災害対策本部において直接土葬もしくは火葬に付し、または棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。なお、埋火葬の実施にあつては、次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査にあつるとともに、埋葬にあつては土葬とする。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。なお、埋火葬の実施が、町災害対策本部でできないときは、「1（2）応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施するものとする。

5 災害救助法が適用された場合

(1) 遺体の捜索

ア 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、四圍の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用

遺体捜索のため支給できる費用は、舟艇、その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体捜索日から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

ウ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 遺体の処理、収容

ア 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く。）ができない場合に行う。

イ 処理の内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

検案は原則として医療救護班によって行う。

ウ 方法

遺体の処理は、救助の実施機関内において現物給付で行うこと。

エ 費用の限度

(ア) 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表（資料編1-4）によるものとする。

(イ) 検案が医療救護班によることができない場合は、当該地域慣行料金の額以内とする。

(ウ) 遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。（輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。）

(エ) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 遺体の埋火葬

ア 遺体埋火葬の対象

(ア) 災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資金の有無にかかわらず、埋火葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合

(イ) 方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施期間は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事または町長（補助又は委任による。）が行うことを原則とする。

(ウ) 費用

a 範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物を持って実際に埋火葬を実施する者に支給する

こと。

- (a) 棺（付属品を含む。）
- (b) 埋葬または火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- (c) 骨つぼ及び骨箱

b 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表（資料編1-4）によるものとする。

c 期間

災害発生の日から10日以内とする。

第28節 文教対策（福祉課、教育委員会）

第1項 防災目標

- 東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には多数の避難者が発生し、小中学校等の教育施設が避難所として使用されるため、これら施設の教育機能を速やかに回復する。
- 町内文化財の被害を未然防止、または被害拡大防止を図る。

第2項 対策

1 実施機関

- (1) 町立小中学校、幼稚園の応急教育及び教育施設の応急対策は、教育委員会が計画し実施する。
- (2) 災害に対する町立小中学校及び幼稚園の措置については、教育委員会の計画に基づき学校長、園長が具体的な応急対策を講じる。
- (3) 教材、学用品の確保については町長が実施する。

2 応急計画の策定

地震発生時における児童生徒等の安全及び教育施設の確保を図るため、町教育委員会及びその他の学校管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施するものとする。

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では、平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するために、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立すると

ともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の防備

文教施設、設備等を被害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

3 応急教育の実施

文教施設、設備等の被災または児童生徒等の災害により、通常の教育が行えない場合の応急教育は本計画による。

(1) 教育施設の確保、教職員の確保（実施責任者）

町立学校、町立学校以外の町の教育機関……………町教育委員会

(2) 文教施設、設備等の応急対策

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

イ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置する。

(3) 応急教育の方法

校舎の被害が甚大で復旧に相当の期間を要し、授業ができないため、学力低下のおそれがある場合は応急の仮校舎で授業を行う。

(4) 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会、町教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

(5) 授業料の減免等

ア 三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成14年教育委員会告示第4号）により、授業料支弁困難な者に減免の措置を講ずる。

イ 私立高等学校授業料軽減補助金取扱要領（昭和54年学第169号）により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずる。

災害に伴い町民税が非課税または減免となった場合や、災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の随時採用の対象となる。

(6) 町立学校施設等の一時使用の措置

災害応急対策のため、町立学校、町営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設の管理者は支障のない範囲において、これを使用させることができる。

4 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失またはき損し、就学上支障をきたした児童・生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、町長（救助法が適用された場合は知事の委任による町長）が行う。

5 文化財の保護

(1)被害報告

国・県指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会を通じて、県教育委員会に報告するものとする。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定文化財については、国（文化庁）に報告する。

(2)応急対策

国・県指定文化財が被害を受けたときは、県教育委員会は、国（文化庁）あるいは県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、町教育委員会並びに所有者及び管理者、管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

所有者等は県教育委員会の指示・助言に従い、その保存等を図るものとする。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合は、この限りではない。

6 り災児童生徒等の保健管理

(1)り災児童生徒等の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。

(2)学校の設置者は応急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたる。

7 災害救助法が適用された場合

(1) 学用品の調達及び確保

ア 対象者

地震のために住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。

イ 学用品の供与

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行うこと。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 費用及び期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表（資料編1-4）のとおりとする。

第29節 住宅応急対策（産業建設課、福祉課、総務課）

第1項 防災目標

- 東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には、多数の住宅が被害を受けるとともに、継続的に余震が発生することが想定されるため、これらの被災住宅による二次災害の防止を図る。
- 住居を失った被災者の住居（既存公営住宅、応急仮設住宅等）を確保する。

第2項 対策

1 応急仮設住宅の入居対象者等

(1)入居者

ア 住家が全壊（焼）流失した世帯であること。

イ 居住する住家がない世帯であること。

ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

（注）ウに該当する者の例 生活保護法の被保護者及び要保護者

特定の資産のない失業者

特定の資産のない未亡人及び母子家庭

特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者

特定の資産のない勤労者

特定の資産のない小企業者

前略号に準ずる経済的弱者

(2)災害時要援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した住宅の建設を考慮するものとする。

(3)建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。従って町においては、災害発生の日から7日以内に建設場所及び入居該当者について報告しなければならない。

(4)費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表（資料編1-4）のとおりとする。

(5)供与期間

建築工事が完了した日から2年以内とする。

2 被災住宅の応急修理

必要に応じて住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急修理を実施すれば、居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

3 実施体制

(1)応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として町長が行う。

救助法が適用された場合においても知事から委任されたとき、または知事による救助のいとまがないときは町長が行う。

(2)応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

(3)災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようにあらかじめ体制を整備するものとする。

4 応急仮設住宅の建設

災害のため、住家が滅失したり、り災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。また、設置場所については、町において決定する。なお、町は、仮設住宅の建設可能箇所を把握しておくものとする。

5 災害時要援護者への配慮

応急仮設住宅への入居については、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分に配慮するものとする。

6 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊または半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表（資料編1-4）のとおりとする。

(3) 期間

災害発生の日から一か月以内とする。

7 町営住宅等の活用

町営住宅に入居を希望している被災者に対して、災害被災者用住宅として可能な限り活用を図る。

8 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請

町長は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、「三重県被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき被災建築物応急危険度判定を実施し、必要に応じて県に対し、被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果を建築物の所有者や使用者、又は使用者以外の第三者に危険性を知らせることにより注意を喚起する。

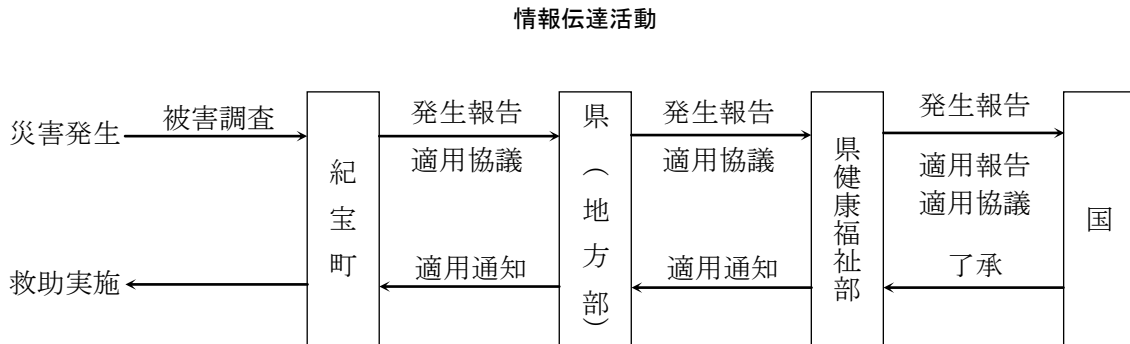
9 被災宅地危険度判定士の派遣要請

町長は、地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、被災宅地危険度判定を実施し、必要に応じて県に対し、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果の標示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第30節 災害救助法の適用（福祉課、総務課）

第1項 防災目標

○災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合に、速やかに所定の手続きを行う。



第2項 災害救助実施責任機関

救助法の適用に基づく応急救助活動は、国の責任において知事が実施する。ただし、災害の事態が切迫して救助法に基づく知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、町長は知事の補助執行機関として、また、知事の職権の一部を委任された場合は委任された救助事項について、町長は実施責任者となって自主防災組織に協力を求めるなど応急救助活動を実施する。

第3項 対策

1 適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令（本節において以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。

(1) 適用の条件

- ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- イ 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。
- ウ 原則として同一の原因による災害であること。

(2) 適用基準

- ア 町の区域内において40世帯以上の世帯の住家が滅失したとき（施行令第1条第1項第1号）。
- イ 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内において20世帯以上の世帯の住家が滅失したとき（施行令第1条第1項第2号）。
- ウ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、または災害が隔絶した地域に発生するなど、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。
- エ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと（施行令第1条第1項第4号）。

(3) 被災世帯の算定基準

ア 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。

イ 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊または半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

2 救助の種類と実施権限の委任

(1) 救助法による救助の種類

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金の貸与

ク 学用品の供与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事から委任を受けた町長は、当然、委任された救助の実施責任者となるものである。

(3) (1)のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

3 適用手続

(1) 町の区域内における災害の程度が救助法の適用基準に達し、または達する見込みであるときは、町は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

(2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、町は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

第31節 災害義援金・義援物資の受入（福祉課、出納室）

第1項 防災目標

り災整備その他に対する義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第2項 対策

1 実施機関

災害義援金品等の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部

三重県社会福祉協議会、県、市町、その他各種団体

2 募集

県内または他の都道府県に大災害が発生した場合、実施機関が一般住民を対象に募集するものであり、募集内容にあたっては被災地のニーズ・状況等を十分考慮して行うものとする。このため、町は、義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災害対策本部に報告する。

3 保管

義援金の保管については、町災害対策本部において一括管理し、義援物資については、物資の集積場所において仕分け等を行い、管理する。

4 配分、輸送

配分に関しては被災地のニーズ・状況、義援金品等の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送するものとする。また、他の都道府県に配分する場合は、都道府県に送付するものとする。